

## パソコンくらぶ Web 予約システム使用許諾契約書

契約者（以下「甲」という。）は、株式会社 ITイノベーション（以下「乙」という。）が提供する『パソコンくらぶ Web予約システム』（以下「本サービス」という。）の利用について、以下のとおり同意するものとします。また、本約款の効力は甲が乙所定の申込み方法により本サービスを申込み、乙が承諾したときに発生します。

### 第1条（利用契約の成立等）

1. 乙は、甲から利用申込書の提出を受付け、乙が承諾したときに契約が成立します。
2. 乙は、甲より契約事項の変更等の要請がないとき、利用契約を自動更新するものとします。
3. 乙との間に本サービスの利用契約を締結できる甲は、複数の利用契約を締結することができる。
4. 本サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、甲である法人又は団体の社員その他の構成員及び甲が認めた者に限ります。

### 第2条（申込の拒否）

乙は、次の各項のいずれかに該当すると認められるときは、本サービスの利用申込みに対し承諾をお断りすることがあります。

1. 申込みの必要事項が記入されていない、又は虚偽の事実が記入されていると認められるとき。
2. 乙の業務上及び技術上の理由により、本サービスが提供できないとき。
3. 甲が契約上の債務を怠る恐れがあるとき。
4. その他乙が利用申込みを適当でないと認められるとき。

### 第3条（本サービスの内容及び利用料金）

1. 本サービスは、日本国内でのみ利用可能とし、海外での利用及び海外からのアクセスはできません。
2. 本サービスの内容は、乙の本システム専用ホームページ（以下「本サイト」という。）に記載することとし、利用料金は本サイトに記載し定める額とします。
3. 乙は、本サービスの内容及び利用料金を、1ヶ月前までに本サイトに記載して公開、またはメール通知することにより、利用者の承諾なしに変更できるものとします。

#### 第4条（本サービスの提供に関する保証）

1. 本サービスの提供時間は、1日24時間年中無休とします。  
ただし、乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの一部又は全部を必要な期間停止することがあります。
  - ① システムの点検 この場合、緊急時を除いてメール及び本サイトへの掲載をもってその旨を連絡します。
  - ② 本サービスを提供する為のシステムに障害が発生したとき
  - ③ 乙が利用する電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき
  - ④ 第三者の故意又は過失による不具合に対策を講じる必要があるとき
  - ⑤ 第一種電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止することにより利用契約に基づくサービスの提供を行うことが困難になったとき
  - ⑥ 乙の契約するレンタルサーバー管理会社のメンテナンスが必要になったとき
2. 乙は、前項に規定する事由に基づく本サービスの停止によって生じた甲、利用者及び第三者の損害につき一切の責任を負いません、

#### 第5条（ユーザーID、パスワードの管理）

1. 甲は、本サービスを利用するために乙が発行するユーザーID及びパスワードを適性に管理する責任を負います。甲が正当に権限を与えた利用者に利用させる以外、ユーザーID及びパスワードを第三者に利用、貸与、譲渡、名義変更及び売買等を行ってはならない。
2. ユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により、甲、利用者又は第三者に発生した損害については、乙は、何ら責任を負いません。
3. 乙の契約しているレンタルサーバー管理会社にあるサーバー以外に個人情報保持をしません。

#### 第6条（請求及び支払方法）

1. 契約者は、本サービス利用料金を乙の指定する銀行口座に利用料金を振込みしなければなりません。
2. 乙は、利用料金の請求書を甲に送付いたしますので、甲は、請求書受領月の翌月末までに、支払いしなければなりません。
3. 甲が本サービスの利用料金等を不法に支払しないときは、当該金額のほか、その支払いしない額の2倍に相当する額を割増金として乙に支払わなければなりません。
4. 甲は、本サービスの利用料金等又は割増金の支払いを遅延したときは、支払いが済むまで未払額に対する年率3.4%の割合を乗じて得た金額の遅延利息を加えて乙に支払うものとする。
5. 乙は、理由の如何を問わず、支払いを受けた利用料金等の払戻しはいたしません。

## 第7条（禁止事項及び利用の停止）

1. 甲及び利用者は、本サービスの利用にあたって次の各号のいずれかに該当する事項（以下「禁止事項」という。）を行ってはなりません。

乙は、甲又は利用者が禁止事項を行ったことを発見したときには、甲に事前に通告及び勧告することなく、本サービスの利用を停止することができます。なお、乙は、甲又は利用者が行った禁止事項により損害を被ったときは、甲に賠償を求めることができます。

- ① 第5条に規定する違反行為
- ② 日本の法律に反する違法行為
- ③ 第三者に損失又は損害を与える行為
- ④ 人権を侵害する行為又はその恐れのある行為
- ⑤ 公序良俗に反する行為又はその恐れのある行為
- ⑥ 犯罪的行為及び犯罪的行為に結びつく行為又はその恐れのある行為
- ⑦ 本サービスの運営を妨げる行為又はその恐れのある行為
- ⑧ コンピュータウイルス等有害プログラムを本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用又は提供する行為
- ⑨ 本サービスの利用で知り得た乙及び第三者の営業秘密を漏洩する行為
- ⑩ 乙が公序良俗に反すると判断したサービスに利用する行為
- ⑪ 事実に反する情報を提供する行為
- ⑫ 第三者及び乙の著作権、その他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- ⑬ 本契約に違反する行為
- ⑭ その他乙が甲又は利用者として不適切と判断する行為

2. 甲又は利用者が前項に規定する禁止行為を行ったとき、その行為に関わる責任は甲又は利用者が負うものとし、乙は一切の責任を負いません。

## 第8条（個人情報保護）

1. 個人情報を取り扱う際の基本的事項

乙は、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2. 秘密の保持

乙は、個人情報の内容をみだりに他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 適正な管理

乙は、個人情報の管理に関する責任者を特定し、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、棄損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じ個人情報の適正な管理に努めなければならない。

#### 4. 従事者への周知

乙、甲及びその利用者は、業務の従事者に対し、在職中及び退職後においても個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

#### 5. 収集の制限

乙は、業務を実施するため個人情報を収集するときは、その目的を明示し、当該目的達成に必要な限度で本人から収集しなければならない。

#### 6. 利用及び提供の制限

乙は、業務の目的以外に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### 7. 複写及び複製の禁止

乙は、甲が承諾した場合を除き、業務を実施するため甲から提供された保有個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、定期的なデータのバックアップ、業務遂行に伴うシステム復旧作業においては、その限りでない。

#### 8. 再委託の禁止

乙は、甲の承諾を得た場合を除き、自ら個人情報を取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を委託してはならない。

#### 9. 事故発生時における報告

乙は、個人情報の漏えい等の問題が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合は、すみやかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 第9条（損害賠償）

1. 本サービスの提供に関して、乙の責に帰すべき事由により甲が本サービスを利用できない（乙が本サービスを全く提供しないとき又は乙による本サービスの提供方法の不備により甲が利用できないとき。ただし、第4条に規定する本サービスを中止する場合は含まれません。（以下「利用不能」という。））ために甲に損害が発生したときは、登録設定費用を限度額として、乙はその損害を賠償します。
2. 乙は、本約款に定める事項を除き、乙の責に帰すべからざる事由から甲に生じた損害、乙の予見の有無に関わらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づく甲の損害等については、乙は一切の責任を負いません。
3. 甲又は利用者が本サービスの利用に関し、乙又は第三者に損害を及ぼしたときは、甲は、乙または当該第三者に対し、その損害を賠償しなければなりません。
4. 本サービスで提供されるソフトウェアの仕様、性能等に不備があったとき及び特定ソフトウェアパッケージの選択、決定に際して甲の判断に錯誤があったときにおいても、乙は一切の責任を負いません。
5. 甲は、本サービスの利用に関し、他の甲又は第三者に対して損害を与えたものとして、

他の甲又は第三者から何らかの請求がされたとき又は訴訟が提起されたときは、甲は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、乙は一切の責任を負いません。

#### 第10条（天災等の免責）

乙は、天災、火災、騒乱等の不可抗力、第一種電気通信事業者の提供する電気通信業務の不具合又はその他乙の責に帰すべからざる事由により、本約款上の義務を履行できないときには、その責を免れます。

#### 第11条（利用契約の解除）

1. 甲は乙に対し本サービスの契約の解除をするときは、乙に対して書面によりその旨を通知しなければなりません。この場合、10日（当日が土曜、日曜又は祝祭日の場合は前日）までに通知のあったものは翌月末日、10日以降に通知のあったものは翌々月末日に解除の効力が生じます。
2. 甲に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときには、乙は事前の通知及び勧告することなく、利用契約の全部又は一部を解除することができることとします。この場合、乙は、甲に対して、違約金、損害賠償等の責任を一切負いません。
  - ① 契約に基づき発生した債務の全部又は一部について不履行があり、相当の期間を定めた催告を受けたにも関わらず、当該期間内に履行しないとき
  - ② 第7条に規定する禁止事項を行ったとき
  - ③ 監督官庁により営業取消又は停止等の処分を受けたとき
  - ④ 第三者より仮差押、仮処分又は強制処分を受け、契約の履行が困難と認められるとき
  - ⑤ 破産、整理、特別清算、民事再生手続開始又は会社更生手続開始等の申立があったとき
  - ⑥ 解散の決議又は他の会社と合併したとき

#### 第12条（本サービスの終了）

1. 乙は、都合により本サービスを終了することができます。
2. 本サービスを終了するときは、甲に対し、終了する日の1ヶ月前までに、FAX・電子メール等にてその旨を通知します。本サービスの終了によって発生した利用者の損害について、乙は一切の責任を負いません、

#### 第13条（本サービス利用において、甲が使用してはならないコンテンツ・プログラム）

第7条及び第11条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する情報及び行為を掲載又は運用してはならない。

- ① 日本の法律に反する猥褻画像、文章及びその他の行為
- ② 不特定多数に対し無作為に勧誘又は案内をメール送信する行為

#### 第14条（免責）

乙は、通信サービスの性質上、その原因に関わらず、甲が本サービスの利用に関して被った速度の低下、復旧不能なデータ破壊等の損害については、賠償の責任を負いません。

#### 第15条（データの保管及び保持期限）

1. 本サービスを使用するために甲が登録したデータについては、契約期間が終了するまで保管、保持します。
2. 本サービスにて作成したデータの保管、保持期間は申込み時の約定に従います。

#### 第16条（甲のデータの所有権）

甲が登録したデータについては、その所有権は甲に帰属します。ただし、乙はこれらの権利を保護する義務を負いません。

#### 第17条（機密の保持）

1. 乙は、利用契約の履行に際し知り得た甲の秘密を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。
2. 乙及び甲は、電子メールを信書として取り扱い、これを法律の定め又は手続に拠らずして内容をみだりに第三者にこれを開示してはならない。

#### 第18条（権利義務の譲渡等）

甲は、乙の書面による事前同意なくして、本約款上の権利を第三者に譲渡、再許諾及び抵当権その他の担保の目的に供してはならない又は第三者に義務を承継してはならない。

#### 第19条（協議解決）

本約款の解釈に疑義が生じたとき又は本約款に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決しなければなりません。

#### 第20条（管轄裁判所）

本サービスの利用に関わる紛争については、乙所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

## 株式会社ITイノベーション

〒470-1218

愛知県豊田市上郷町4丁目3-12

TEL : 0565-21-0039

FAX : 0565-21-8367

代表取締役 秋山剛

HP : <http://www.it-innovation.jp>

Web予約システム : <http://www.pasokura.com/webhelp>